



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
1月26日
第481号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

富山県および石川県における県税に係る申告等の期限の延長(税政課) 1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定
(障害福祉課) 1

○ 公 告

浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告(流域政策局) 2
一般競争入札の公告(びわこポートレース局) 3

○ 健康福祉事務所告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の
廃止の届出(湖北) 5

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良事業計画変更認可公告(東近江) 5

告 示

滋賀県告示第26号

滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定により、県税に係る申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)または納付もしくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所または居所(納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地(本店または主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店または主たる事務所の所在地を含む。))を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、個人の県民税、自動車税の環境性能割および種別割(賦課期日後に納税義務が発生したものに限り。)ならびに狩猟税に係るものを除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定地域

富山県、石川県

滋賀県告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年1月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
訪問看護ステーション円	大津市梅林一丁目4番1号 プレシヤスビル1F	訪問看護	—	令和5.9.1

公 告

浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定による浸水警戒区域の指定をしたいので、同条第3項の規定により、次のとおり当該指定の案を縦覧に供する。

令和6年1月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域

- 区域の所在地 長浜市木之本町川合
- 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域における想定水位 次の図のとおり

3 浸水警戒区域の指定の案の縦覧の場所および縦覧の期間

- 縦覧の場所 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市都市建設部北部建設局北部建設課に備え置いて縦覧に供する。
- 縦覧の期間 令和6年1月26日から令和6年2月8日まで(土曜日および日曜日を除く。)

4 意見書の提出の方法等

- 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
- 意見書を提出することができるもの 指定をしようとする区域の住民および利害関係人
- 意見書の記載事項 提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
- 意見書の提出期限および提出先

ア 提出期限 縦覧期間満了の日

イ 提出先 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市都市建設部北部建設局北部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定による浸水警戒区域の指定をしたいので、同条第3項の規定により、次のとおり当該指定の案を縦覧に供する。

令和6年1月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域

- 区域の所在地 長浜市木之本町古橋
- 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域における想定水位 次の図のとおり

3 浸水警戒区域の指定の案の縦覧の場所および縦覧の期間

- 縦覧の場所 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市都市建設部北部建設局北部建設課に備え置いて縦覧に供する。
- 縦覧の期間 令和6年1月26日から令和6年2月8日まで(土曜日および日曜日を除く。)

4 意見書の提出の方法等

- 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
- 意見書を提出することができるもの 指定をしようとする区域の住民および利害関係人
- 意見書の記載事項 提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
- 意見書の提出期限および提出先

ア 提出期限 縦覧期間満了の日

イ 提出先 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市都市建設部北部建設局北部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一般競争入札の公告

令和6年度および令和7年度におけるびわこモーターボート競走場清掃業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和6年1月26日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 びわこモーターボート競走場清掃業務 一式
- (2) 委託業務の内容等 びわこモーターボート競走場清掃業務 一式
- (3) 委託期間 令和6年4月1日(月)から令和8年3月31日(火)まで
- (4) 履行場所 びわこモーターボート競走場 大津市茶が崎1番1号ほか

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類:役務 中分類:清掃

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがあるので注意すること。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 過去5年において、延床面積が25,000㎡以上の大規模施設(遊園地、複合商業施設、競技場施設、公園施設、公共ホール等)における日常および定期清掃業務を12か月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要となる書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 実績要件に適した清掃業務を実施したことを証明する資料
- ウ イの施設の面積が分かる資料

- (2) 受領期間 令和6年1月26日(金)8時30分から令和6年2月26日(月)17時15分まで

- (3) 提出場所 滋賀県総務部びわこボートレース局 〒520-0023 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122

(4) 提出方法

- ア 持参による場合 (1)に示す必要とする書類を(2)の期間中に(3)に示す場所に持参すること。
- イ 郵送による場合 (1)に示す必要とする書類を(2)の期間中に(3)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る)。なお、送料は自己負担とする。

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県総務部びわこボートレース局 〒520-0023 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122 電子メールアドレス b100@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和6年1月26日(金)から令和6年3月7日(木)までの8時30分から17時15分まで(最終日は正午まで)
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、滋賀県物品・役務電子調達システムおよび(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、(1)の電子メールアドレス宛てに、メール表題を「令和6年度および令和7年度におけるびわこモーターボート競走場清掃業務に関する入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載して送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛て

に入札説明書等を送信する。なお、これ以外の方法での交付は行わない。

(4) 入札説明会 行わない。ただし、現地視認は可能とするが、その場合は、令和6年1月26日(金)から令和6年2月26日(月)までの8時30分から17時15分までに(1)の問合せ先に事前連絡し、日程等を調整すること。

(5) 入札書の受領期間 令和6年2月28日(水)8時30分から令和6年3月7日(木)正午まで

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の期間中に入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の期間中に(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 紙の入札書を(5)の期間中に(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。なお、送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和6年3月8日(金)13時 滋賀県びわこポートレース局(大津市茶が崎1番1号)

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 入札金額は、業務に係る費用の総額を記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 長期継続契約 この入札は、滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年滋賀県条例第55号)に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は2年間とするが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更し、または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。

7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

8 契約書の作成の要否 要

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定に当たっては、施行令第167条の10第1項に定める低入札価格調査制度を適用する。

(2) 滋賀県財務規則第207条の規定による調査を行う基準として調査基準価格を設定し、当該価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の審査を経て落札者を決定する。その結果は、後日入札者全員に対し通知を行う。

なお、調査基準価格を下回る入札がない場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札を行った者を落札者とする。

(3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者であっても落札者とならない場合がある。

(4) 調査基準価格を下回る入札を行った全ての者は、次に掲げる資料を令和6年3月12日(火)正午までに提出し、滋賀県が行う調査に協力しなければならない。

ア 清掃業務低入札価格の理由書および積算内訳書

イ 定期清掃に係る積算内訳

ウ アおよびイの詳細な内訳を示す書類

エ 直前3か年の事業(営業)年度に係る財務諸表

11 支払条件 前金払および部分払は行わない。

12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

13 その他必要事項

(1) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札書と同時に入札権限に関する委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(2) 入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達

に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

- (5) 令和6年度県予算が不成立となった場合、入札の取りやめまたは契約条件および業務委託内容を変更する場合がある。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of services required : Cleaning Service, Biwako Motor Boat Racing Course, 1set
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, March 7, 2024
- (3) For further information, contact : Public-managed Gaming Division(Biwako Motor Boat Racing Course), Department of General Affairs, Shiga Prefectural Government, 1 - 1 Chagasaki, Otsu-shi, Shiga 520 - 0023 Japan TEL 077 - 522 - 1122

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年1月26日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ニチイケアセンター湖北	長浜市加納町上角田886	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	同行援護	2510300284	令和5.11.30
ニチイケアセンター六荘	長浜市勝町452	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	同行援護	2510300292	令和5.11.30
ニチイケアセンター米原	米原市宇賀野206-7	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	同行援護	2512400116	令和5.11.30
びわこ介護ユアナース株式会社長浜営業所	長浜市宮前町16番11号	びわこ介護ユアナース株式会社	大津市中央一丁目5番10号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2510300144	令和6.1.31

農業農村振興事務所公告

土地改良事業計画変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、日野川流域土地改良区の維持管理事業計画の変更は、令和6年1月17日に認可した。

なお、この処分取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)提起することができる。

令和6年1月26日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之

